# 大阪府における男女共同参画の実現に向けた推進体制

**男女共同参画推進本部**
男女共同参画社会の実現に向けての諸施策を総合的かつ効果的に推進

*本部長*：知事
*副本部長*：副知事
*本部員*：各部局長等

*男女共同参画推進責任者*
責任者：各部局次長等

*男女共同参画企画推進員*
関係部局総務課等の職員から推進責任者が指名
*（ワーキングチーム）*
男女共同参画の特定の課題について調査検討

**男女共同参画審議会**
（知事の諮問機関）

**男女共同参画施策苦情処理委員**
府民からの知事に対する施策苦情の申出について調査し、知事に意見を述べる。

**府の取組**
○大阪府男女共同参画推進条例
（H14.4 施行）
○おおさか男女共同参画プラン
（2011-2015）（H23.5 策定）

・広報及び啓発並びに教育
・調査研究
・配偶者に対する暴力等への対応
・事業者の取組の促進
・苦情等への対応

**大阪府男女共同参画推進ネットワーク**
民間の団体・グループと府との連携及び民間の団体・グループ相互の連携を図る。

ネットワークの構築

**大阪府立**
**男女共同参画・青少年センター**
**（ドーンセンター）**
男女共同参画を推進するため女性の学習や活動を支援するとともに男女共同参画社会を実現するための拠点施設。
ドーン利用促進事業共同体が施設の維持・管理運営及び各種事業を実施する。ドーン運営共同体が施設管理、（財）大阪府男女共同推進財団が各種事業を実施する。
○ドーンセンター事業
・相談カウンセリング事業
・情報ステーション事業
・啓発学習事業

**男女参画・府民協働課**
（施策の総合企画、調整及び推進）
男女共同参画の企画調整政策立案
○働く場における男女共同参画の推進
・「男女いきいき・元気宣言」事業者制度
・いきいき企業サーチネット　他
○女性に対する暴力対策事業
○大阪府女性基金の運営　　等

**おおさか男女共同参画促進プラットフォーム**
企業・大学・行政等における個別の取組を有機的に連携・融合し、相乗効果を発揮する方策を検討する。
（15 団体で構成）

**女性に対する暴力対策**
・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク

**市　町　村**

**男女共同参画関連施設**

連携・支援（情報提供、支援等）